

○岐阜県工業用水道給水規程

平成八年四月一日企業管理規程第一号

改正 令和 七年 三月十四日企業管理規程第一号

岐阜県工業用水道給水規程をここに公布する。

岐阜県工業用水道給水規程

(趣旨)

第一条 この規程は、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）及び岐阜県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第十号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、工業用水道による給水に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 給水施設 配水管から分岐する給水管及びこれに附属する設備(配水管に接続する部分から当該部分の直近に設ける制水弁までのものを除く。)のうち、当該制水弁に接続する部分から、量水器を経由する給水管及び量水器を経由しない給水管のそれぞれに接続する制水弁（受水槽に至る直前の部分に設けるものをいう。）までのものをいう。
- 二 流末施設 給水管及びこれに附属する施設のうち、給水施設の末端から受水部分に設ける制水弁までのものをいう。

(水質基準)

第三条 水質は、木曽川総合用水森山分水地点において取水した原水の水質とする。

(給水先)

第四条 給水を受けることができる者は、一給水先につき一時間当たり四立方メートル以上受水する者でなければならない。ただし、知事が特別の事情により給水する必要があると認めた場合は、この限りでない。

(給水の申込み及び承認)

第五条 条例第十四条第一項の規定による給水の申込みは、給水申込書（別記第一号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 給水施設及び流末施設の配置状況を示す図面
- 二 工業用水使用計画書（別記第二号様式）

2 知事は、条例第十四条第二項の規定による承認をしたときは、給水承認通知書（別記第三号様式）により給水を受けようとする者（以下「使用者」という。）に通知するものとする。

(受水量の変更)

第六条 条例第十五条第一項の規定による承認基本受水量の変更の申込みは、承認基本受水

量変更申込書（別記第四号様式）により行うものとする。

- 2 知事は、条例第十五条第二項において準用する条例第十四条第二項の規定による承認をしたときは、承認基本受水量変更承認通知書（別記第五号様式）により使用者に通知するものとする。
- 3 承認基本受水量の減量は、知事が特に必要があると認める場合を除き、これを認めないものとする。

（受水廃止の届出）

第七条 使用者は、受水を廃止しようとするときは、受水廃止届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（権利及び義務の譲渡）

第八条 使用者は、工業用水の給水に関する権利及び義務を他人に譲り渡してはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 使用者は、前項ただし書の承認を受けようとする場合は、権利及び義務の譲渡承認申請書（別記第六号様式の二）及び工業用水使用計画書をあらかじめ知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項ただし書の承認をした場合は、権利及び義務の譲渡承認通知書（別記第六号様式の三）により通知するものとする。
- 4 第一項ただし書の規定により工業用水の給水に関する権利及び義務を譲り受けた者（以下この項において「譲受者」という。）についての条例及びこの規程の適用については、条例及びこの規程中「使用者」とあるのは「譲受者」と読み替えるものとする。

（給水量の測定等）

第九条 給水量は、県の量水器により測定する。

- 2 量水器の故障その他の事情により給水量を測定することができないときは、給水実績記録その他の事情を考慮し、知事が給水量を認定するものとする。
- 3 知事は、前二項の規定により測定し、又は認定した毎月の給水量を給水量通知書（別記第七号様式）により使用者に通知するものとする。

（責任水量制）

第十条 使用者は、一時間当たり受水量が承認基本受水量に達しない場合においても、条例第十六条第一号の規定によって算出された基本料金を納めなければならない。

（工業用水道料金の減免等）

第十一条 条例第十八条の規定により工業用水道料金の減免又は徴収の猶予を受けようとする使用者は、工業用水道料金減免申請書（別記第八号様式）又は工業用水道料金徴収猶予申請書（別記第九号様式）により知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、工業用水道料金の減免又は徴収の猶予を決定したときは、工業用水道料金減免決定書（別記第十号様式）又は工業用水道料金徴収猶予決定書（別記第十一号様式）により使用者に通知するものとする。

(給水の停止及び制限)

第十二条 知事は、天災その他やむを得ない場合又は工業用水道の損壊、工業用水道施設に関する工事の施行その他施設の維持管理上必要があると認める場合は、給水を停止し、又は制限することができる。この場合において、知事は、緊急の場合を除くほか、あらかじめ、その期間及び理由を使用者に通知しなければならない。

2 前項の規定による給水の停止又は制限により、使用者に損害が生じても、県は、その責任を負わない。

(工事施行の承認申請等)

第十三条 使用者は、流末施設について、設置、改造、修繕、移設又は撤去の工事を行おうとする場合は、工事施行承認申請書（別記第十二号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 工事場所を示す図面

二 工事計画書

2 知事は前項の承認をしたときは、工事施行承認通知書（別記第十三号様式）により使用者に通知するものとする。

(工事施行の申込等)

第十四条 使用者は、給水施設の設置又は改造の工事（以下「給水施設工事」という。）の施行を希望する場合は、工事施行申込書（別記第十四号様式）に工事場所を示す図面を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申込書の提出があった場合は、施行の可否を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

3 給水施設工事に要する費用は当該申込みをした使用者の負担とし、知事は、工事が完了した後速やかにその費用を請求するものとする。ただし、知事は必要に応じて、当該費用の一部を前金として請求することができる。

4 使用者は、給水施設工事の施行上第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあるときは、その者の承諾書を工事施行申込書に添付しなければならない。

(受水槽の設置)

第十五条 使用者は、常時均等に受水するため受水槽を設置しなければならない。この場合において、受水槽の容量は、当該承認基本受水量に二を乗じて得た数量以上としなければならない。

(流末施設の管理)

第十六条 使用者は、給水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を流末施設のうち給水施設末端から受水槽入口までの部分に直結してはならない。

2 知事は、給水の適正を確保するため必要があるときは、使用者に対し、流末施設の管理について改善その他必要な措置をすべきことを指示することができる。

(書類の経由)

第十七条 この規程の規定により知事に提出する書類は、東部広域水道事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 県の設置する配水管による給水を開始するまでの間における第二条及び第三条の規定の適用については、第二条第一号中「量水器を経由する給水管及び量水器を経由しない給水管のそれぞれに接続する制水弁（受水槽に至る直前の部分に設けるものをいう。）まで」とあるのは「量水器まで」と、同条第二号中「給水施設の末端から受水部分に設ける制水弁までのもの」とあるのは「給水施設の末端から受水部分までのもの」と、第三条中「木曽川総合用水森山分水地点において取水した原水の水質」とあるのは「木曽川総合用水蜂屋調整池において取水した原水の水質」と読み替えるものとする。
- 3 県の設置する配水管による給水を開始するまでの間は、第四条、第十五条及び第十六条第一項の規定は、適用しない。

附 則（平成十三年九月七日企業管理規程第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日企業管理規程第二号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日企業管理規程第一号）

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月十四日企業管理規程第一号）

この規程は、令和七年四月一日から施行する。